

## がん患者の皆様へ 医療用ウィッグ・乳房補正具の購入費用を助成します

舟橋村では、がんの治療を受けている村民の方の社会生活を支援し、療養生活が向上するよう、医療用ウィッグと乳房補正具の購入費用の一部を助成します。

ご希望の方は、下記をお読みの上、申請手続きを行って下さい。

### 助成を受けることができる方

- ・申請日に、舟橋村に1年以上住所を有する方
- ・がん治療を受けた方、または現に受けている方
- ・がん治療に伴う脱毛や乳房切除により、補正具を購入した方
- ・村税等の滞納がない方
- ・本事業において助成金の交付を受けたことがない方、また、他の法令等に基づく同様の助成等を受けていない方

申請期限は、対象補正具を購入した日から1年以内となります。



### 助成の対象となる補正具と助成額

補正具		助成額	上下額
医療用ウィッグ	ウィッグ本体 (頭皮保護用ネット含む)	対象経費の2分の1 ※1,000円未満切り捨て	50,000円
乳房補正具 (右側)	補正パットまたは人工乳房 (これらを固定する下着を含む)		20,000円
乳房補正具 (左側)			20,000円

\*申請は、補正具1種類につき、1年度(毎年4月1日から翌年3月31日)当たり1回を限度とします。

\*上限額内で同種の他の助成等を受けている場合は、購入費用よりその助成額を除いた額を助成対象経費とします。

### 申請方法

「舟橋村がん患者補正具購入費用助成金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、下記書類等を添えて、舟橋村役場生活環境課までご持参ください。本請求書は村ホームページからもダウンロードできます。

#### \*添付書類

- ・助成補正具の購入に係る領収書
- ・がんの治療を受けていたことが分かる書類(お薬手帳、診療明細書、治療方針計画書等の写し)
- ・助成金を振り込む口座の通帳の写し
- ・本人確認できるもの(免許証や保険証)
- ・同種の他の助成等を受けている場合は、その助成額が分かる書類
- ・印鑑

お問合せ先 舟橋村役場生活環境課 ☎076-464-1121  
〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村佛生寺 55 番地

